

新旧対照表（案）

※ 下線部分が改正部分

横浜市「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に関する要綱	
旧	新
<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号。以下「令」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、認定等に必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>なお、用語の定義は、法、令及び規則によるものとする。</u></p>	<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）<u>に規定する長期優良住宅建築等計画</u>（以下「計画」という。）の認定等の施行に関し、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号。以下「令」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、認定等に必要な事項を定めるものとする。<u>なお、用語の定義は、法、令及び規則並びに住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）によるものとする。</u></p>
<p>(所管行政庁が定める図書)</p> <p>第3条 規則第2条第1項の規定に基づき所管行政庁が定める図書は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p>(1) 登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証</p> <p>(2) <u>前号以外の場合で、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定に基づく設計された住宅に係る住宅性能評価を受けた場合にあつては、設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）の別表第1の(イ)項に掲げる表示すべき事項のうち、断熱性能等級が表示されているものに限る。）の写し</u></p> <p>(3) 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定（登録住宅型式性</p>	<p>(所管行政庁が定める図書)</p> <p>第3条 規則第2条第1項の規定に基づき所管行政庁が定める図書は、<u>次に掲げるもの</u>とする。</p> <p>(1) 登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証<u>（法第6条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）</u>及び登録住宅性能評価機関から適合証を交付された際の添付図書（登録住宅性能評価機関の押印があるものに限る。）</p> <p>(2) <u>品確法第5条第1項の規定に基づく設計された住宅に係る住宅性能評価を受けた場合にあつては、設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）の別表第1の(イ)項に掲げる表示すべき事項のうち、断熱性能等級が表示されているものに限る。）</u></p> <p>(3) 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定（登録住宅型式性</p>

能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書(登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。)の写し

(4) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、型式住宅部分等製造者認証書の写し

(5) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件(平成21年国土交通省告示第209号)第3に定める長期使用構造等と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(この場合において、登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。)を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。)

(6) (略)

ア～カ (略)

キ 街づくり協議地区の区域内の場合

街づくり協議書(横浜市街づくり協議要領第1号様式)の写し(担当課の日付印及び協議内容の記載のあるものに限る。)又はそれに代わるものとして担当課が認めたもの(協議内容の記載のあるものに限る。)

ク～サ (略)

(7) (略)

2 規則第2条第3項の規定に基づき所管行政庁が不要と認める図書は、次のとおりとする。

能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書(登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。)

(4) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、型式住宅部分等製造者認証書

(5) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)第3に定める長期使用構造等と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(この場合において、登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。)を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。)

(6) (略)

ア～カ (略)

キ 街づくり協議地区の区域内の場合

街づくり協議書(横浜市街づくり協議要綱第1号様式)の写し(担当課の日付印及び協議内容の記載のあるものに限る。)又はそれに代わるものとして担当課が認めたもの(協議内容の記載のあるものに限る。)

ク～サ (略)

(7) (略)

2 規則第2条第3項の規定に基づき所管行政庁が不要と認める図書は、次の掲げるものとする。

<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第5条 計画の認定申請者は、<u>認定申請書(規則第1号様式)</u>の正本及び副本(認定申請前に、登録住宅性能評価機関の技術的審査の適合証を受けない場合は正本及び副本2部)に、それぞれ次の各号に掲げる<u>添付図書</u>を添えて、市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 規則第2条の表に掲げる図書</p> <p>(2) 第3条第1項に<u>定める</u>図書</p> <p>(3) 維持保全計画書(第3号様式)</p> <p>(4) 設計内容説明書(第4号様式)</p> <p>2 法第6条第2項に基づき、計画の認定の申請と併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合審査(以下「<u>建築基準適合審査</u>」という。)を申し出る場合は、同項の規定による建築の申請書(以下「<u>建築確認申請書</u>」という。)の正本及び副本(構造計算適合性判定を必要とする建築物の場合は、正本及び副本に加え、同法第6条の3第7項又は第18条第10項に規定する適合判定通知書又はその写しに、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えたもの(以下「<u>適合判定通知書等</u>」という。))を、前項の規定による認定申請に併せ、提出するものとする。</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第5条 計画の認定申請者は、<u>規則第2条第1項に定める</u>申請書の正本及び副本(認定申請前に、登録住宅性能評価機関の技術的審査の適合証を受けない場合は正本及び副本2部)に、それぞれ次の各号に掲げる<u>図書</u>を添えて、市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 規則第2条<u>第1項</u>の表に掲げる図書</p> <p>(2) 第3条第1項<u>第1号から第4号に掲げるいずれかの図書又はその写し</u></p> <p>(3) <u>第3条第1項第5号から第7号に掲げる</u>図書</p> <p>(4) 維持保全計画書(第3号様式)</p> <p>(5) 設計内容説明書(第4号様式)</p> <p>2 法第6条第2項に基づき、計画の認定の申請と併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合審査(以下「<u>建築基準適合審査</u>」という。)を申し出る場合は、同項の規定による建築の申請書(以下「<u>建築確認申請書</u>」という。)の正本及び副本(<u>建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定</u>(以下「<u>構造計算適合性判定</u>」という。))を必要とする建築物の場合は、正本及び副本に加え、同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項に規定する適合判定通知書又はその写しに、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えたもの(以下「<u>構造適合判定通知書等</u>」という。))を、前項の規定による認定申請に併せ、提出するものとする。</p>
<p>(申請の受理)</p> <p>第6条 市長は、<u>認定申請の図書に不足がある場合は、申請を受理しないものとする。</u></p> <p>2 <u>認定に併せて建築基準適合審査の申出を伴う場合は、市長は、建築確認申請書について受理時審査を行うものとし、建築基準適合審査に必要な図書に不足がある場合は、申請を受理しないものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p>(認定の審査) 第7条 (略)</p>	<p>(認定の審査) 第6条 (略)</p>
<p>(承認の審査) 第7条の2 (略)</p>	<p>(承認の審査) 第7条 (略)</p>
<p>(軽微な変更) 第8条 認定計画実施者が、軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(第6号様式)2通に、それぞれ添付図書のうち変更に係るもの(変更後の図書に認定時の計画を朱書表示(変更部分のみ)したもの)を添えて、市長に提出するものとする。</p>	<p>(軽微な変更) 第8条 認定計画実施者が、軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(第6号様式)2通に、それぞれ規則第2条に定める申請図書及び第3条に定める図書のうち変更に係るもの(変更後の図書に認定時の計画を朱書表示(変更部分のみ)したもの)を添えて、市長に提出するものとする。</p>
<p>(計画の変更認定の申請) 第9条 計画の変更認定の申請者は、<u>変更認定申請書(規則第3号様式)</u>の正本及び副本(変更認定申請前に登録住宅性能評価機関の技術的審査の適合証を受けない場合は、正本及び副本2部)に、それぞれ第5条第1項に定める添付図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出するものとする。 2 変更認定申請と併せて建築基準適合審査を申し出る場合は、建築確認申請書の正本及び副本(構造計算適合性判定を必要とする建築物の場合は、正本及び副本に加え、適合判定通知書等)を、前項の規定による変更認定申請に併せ、提出するものとする。</p>	<p>(計画の変更認定の申請) 第9条 計画の変更認定申請者は、<u>規則第8条に定める申請書の正本及び副本</u>(変更認定申請前に登録住宅性能評価機関の技術的審査の適合証を受けない場合は、正本及び副本2部)に、それぞれ第5条第1項に定める図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出するものとする。 2 変更認定申請と併せて建築基準適合審査を申し出る場合は、建築確認申請書の正本及び副本(構造計算適合性判定を必要とする建築物の場合は、正本及び副本に加え、<u>構造適合判定通知書等</u>)を、前項の規定による変更認定申請に併せ、提出するものとする。</p>
<p>(認定申請の取下げ) 第10条 申請者が、<u>当該申請</u>を取り下げようとするときは、取下届(第7号様式)2通を、市長に提出するものとする。</p>	<p>(認定申請の取下げ) 第10条 申請者が、<u>法第5条第1項から第3項まで(法第8条第2項の規定により準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく申請を取り下げようとするときは、取下届(第7号様式)2通を、市長に提出するものとする。</p>
<p>(認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全の取りやめ) 第11条 認定計画実施者は、<u>認定長期優良住宅建築等計画</u>に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめようとするときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書(第8号様式)2通に、認定通知書(規則第2号様式)(計画変更認定を受けた者にあつては、変更認定通知書(規則第4号様式))を添えて市長に提出するものとする。</p>	<p>(計画に基づく住宅の建築又は維持保全の取りやめ) 第11条 認定計画実施者は、計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめようとするときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書(第8号様式)2通に、認定通知書(規則第2号様式)(計画変更認定を受けた者にあつては、<u>変更認定通知書(規則第4号様式)</u>)を添えて市長に提出するものとする。</p>

<p>(建築工事の完了報告)</p> <p>第12条 法第12条の規定に基づき、認定計画実施者は、<u>認定長期優良住宅建築等計画</u>に基づく住宅の建築の工事が完了したときは、速やかに認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書(第9号様式)に、必要に応じ、次の各号に掲げる図書を添えて、市長に報告するものとする。</p> <p>(1) 工事監理報告書(第10号様式)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>(建築工事の完了報告)</p> <p>第12条 法第12条の規定に基づき、認定計画実施者は、計画に基づく住宅の建築の工事が完了したときは、速やかに認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書(第9号様式) <u>2通</u>に、必要に応じ、次の各号に掲げる図書を添えて、市長に報告するものとする。</p> <p>(1) 工事監理報告書</p> <p>(2)～(3) (略)</p>
<p>(認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する報告)</p> <p>第13条 法第12条の規定による報告(前条による報告を除く。)を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する報告書(第11号様式)に必要な図書を添えて市長に報告するものとする。</p>	<p>(認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する報告)</p> <p>第13条 法第12条の規定による報告(前条による報告を除く。)を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する報告書(第10号様式)に必要な図書を添えて、<u>市長</u>に報告するものとする。</p>
<p>(認定計画実施者に対する改善命令)</p> <p>第14条 法第13条の規定による認定計画実施者に対する命令は、改善命令書(第12号様式)によるものとする。</p>	<p>(認定計画実施者に対する改善命令)</p> <p>第14条 法第13条の規定による認定計画実施者に対する命令は、改善命令書(第11号様式)によるものとする。</p>
<p>(認定の取消し)</p> <p>第15条 法第14条第2項の規定による計画の認定を取り消した旨の通知は、認定取消し通知書(第13号様式)により通知するものとする。</p>	<p>(認定の取消し)</p> <p>第15条 法第14条第2項の規定による計画の認定を取り消した旨の通知は、認定取消し通知書(第12号様式)により通知するものとする。</p>
<p>(助言及び指導)</p> <p>第16条 法第15条の規定による助言及び指導は、認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する指示書(第14号様式)により行うものとする。</p>	<p>(助言及び指導)</p> <p>第16条 法第15条の規定による助言及び指導は、認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する指示書(第13号様式)により行うものとする。</p>
<p>(認定通知書等の再交付申請)</p> <p>第17条 認定計画実施者は、当該認定通知書(<u>計画変更認定を受けた者</u>にあっては、<u>変更認定通知書</u>)又は承認通知書(以下「認定通知書等」という。)を紛失等した場合は、当該認定等の証明のために認定通知書等の再交付を受けることができる。</p> <p>2 認定計画実施者は、認定通知書等の再交付を申請するときは、認定通知書等の再交付申請書(第15号様式)の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる添付書類を添えて、市長に提出するものとする。</p>	<p>(認定通知書等の再交付申請)</p> <p>第17条 認定計画実施者は、当該認定通知書、変更認定通知書又は承認通知書(以下「認定通知書等」という。)を紛失等した場合は、当該認定等の証明のために認定通知書等の再交付を受けることができる。</p> <p>2 認定計画実施者は、認定通知書等の再交付を申請するときは、認定通知書等の再交付申請書(第14号様式)の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。</p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>権利譲渡等により地位の承継がされた場合は、売買契約書等の写し</u></p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p>
<p>(認定通知書等の再交付及び審査)</p> <p>第17条の2 市長は、前条の再交付は、<u>認定通知書(規則第2号様式)(計画変更認定を受けたもの)にあっては、変更認定通知書(規則第4号様式)又は承認通知書(規則第7号様式)により行うものとする。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 市長は、前条の認定通知書等の再交付申請の内容について、申請書類の不備又は明らかな虚偽が認められた場合は、申請者に再交付しない旨とその理由を、再交付しない旨の通知書(第15号の2様式)により通知するものとする。</p>	<p>(認定通知書等の再交付及び審査)</p> <p>第17条の2 市長は、前条の再交付は、<u>認定通知書等</u>により行うものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 市長は、前条の認定通知書等の再交付申請の内容について、申請書類の不備又は明らかな虚偽が認められた場合は、申請者に再交付しない旨とその理由を、再交付しない旨の通知書(第15号様式)により通知するものとする。</p>
<p>第5号様式(要綱第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">認定しない旨の通知書 (略)</p> <p>(<u>教示</u>)</p> <p>1 <u>この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申立てをすることができます。</u></p> <p><u>なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。</u></p> <p>2 <u>この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p><u>なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内</u></p>	<p>第5号様式(要綱第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">認定しない旨の通知書 (略)</p>

<p><u>であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p style="text-align: right;">(A4)</p>	<p style="text-align: right;">(A4)</p> <p><u>(備考)</u> <u>様式の下欄には、教示について記載することができる。</u></p>
<p>第5号の2様式（要綱第7条の2関係）</p> <p style="text-align: center;">承認しない旨の通知書 (略)</p> <p><u>(教示)</u></p> <p><u>1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申立てをすることができます。</u></p> <p><u>なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。</u></p> <p><u>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p><u>なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った</u></p>	<p>第5号の2様式（要綱第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">承認しない旨の通知書 (略)</p>

<p><u>日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p>(A4)</p>	<p>(A4)</p> <p><u>(備考)</u></p> <p><u>様式の下欄には、教示について記載することができる。</u></p>
<p>第6号様式 (要綱第8条関係)</p> <p>軽微な変更届 (略)</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第7条に規定する軽微な変更をしたので、<u>認定(変更認定) 通知書を添えて届け出ます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第6号様式 (要綱第8条関係)</p> <p>軽微な変更届 (略)</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第7条に規定する軽微な変更をしたので届け出ます。</p> <p>(略)</p>
<p>第7号様式 (要綱第10条関係)</p> <p>取 下 届 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 届出者は、<u>認定計画実施者</u>となります。</p> <p>(略)</p>	<p>第7号様式 (要綱第10条関係)</p> <p>取 下 届 (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 届出者は、<u>認定申請者</u>となります。</p> <p>(略)</p>
<p>第8号様式 (要綱第11条関係)</p> <p>認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書 (略)</p> <p>(注意)</p>	<p>第8号様式 (要綱第11条関係)</p> <p>認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書 (略)</p> <p>(注意)</p>

<p>1 (略)</p> <p>2 認定通知書を添付してください。 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 認定通知書又は変更認定通知書を添付してください。 (略)</p>
<p>第9号様式 (要綱第12条関係)</p> <p>認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書 (略)</p>	<p>第9号様式 (要綱第12条関係)</p> <p>認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書 (略)</p>
<p>第10号様式 (要綱第12条関係)</p> <p><u>工事監理報告書</u> (略)</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>第11号様式 (要綱第13条関係)</p> <p>認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する報告書 (略)</p>	<p>第10号様式 (要綱第13条関係)</p> <p>認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する報告書 (略)</p>
<p>第12号様式 (要綱第14条関係)</p> <p>改善命令書 (略)</p> <p><u>(教示)</u></p> <p>1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申立てをすることができます。</p> <p>なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する</p>	<p>第11号様式 (要綱第14条関係)</p> <p>改善命令書 (略)</p>

<p>者は横浜市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p><u>なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p>(A4)</p>	<p>(備考)</p> <p>様式の下欄には、教示について記載することができる。</p> <p>(A4)</p>
<p>第13号様式(要綱第15条関係)</p> <p>認定取消し通知書 (略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申立てをすることができます。</p> <p><u>なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。</u></p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p><u>なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内</u></p>	<p>第12号様式(要綱第15条関係)</p> <p>認定取消通知書 (略)</p>

<p>であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p>	<p style="text-align: right;">(A4)</p> <p>(備考) 様式の下欄には、教示について記載することができる。</p>
<p>第14号様式（要綱第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する指示書 (略)</p>	<p>第13号様式（要綱第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関する指示書 (略)</p>
<p>第15号様式（要綱第17条関係）</p> <p style="text-align: center;">認定通知書等の再交付申請書 (略)</p>	<p>第14号様式（要綱第17条関係）</p> <p style="text-align: center;">認定通知書等の再交付申請書 (略)</p>
<p>第15号の2様式（要綱第17条の2関係）</p> <p style="text-align: center;">再交付しない旨の通知書 (略)</p> <p>1. 申請年月日 年 月 日</p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>4. 理由</p>	<p>第15号様式（要綱第17条の2関係）</p> <p style="text-align: center;">再交付しない旨の通知書 (略)</p> <p>1. <u>再交付</u>申請年月日 年 月 日</p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>4. <u>再交付申請に係る通知書の種類</u></p> <p>5. 理由</p>

以上

以上

(教示)

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に対し異議申立てをすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。